

第一回宜野湾村議會臨時議會々議録
本會は宜野湾村下島村

第一回宜野湾村議會臨時議會々議録

一日時 一九五三年一月四日 自午前十一時三十分
至午後三時五十分

一場所 宜野湾村役所 於て

出席議員 一 仲村春勝 二 比嘉森康 三 又吉龜助 四 伊波一夫

五 古波藏信雄 六 長浜英龟 七 松川栄昌 八 知念俊吉

九 米須清和 一〇 新城正傳

參與員 村長知念清一 助役 吳屋真徳 収役 仲村春松

書記 宮岡山全喜

提出議案

議案第一號 宜野湾村村税賦課徴収條例の部改正トシテ

議案第二號 宜野湾村手数料及公用料徴収條例の部改正トシテ

議案第三號 五三年度宜野湾村村民税賦課徴収方法トシテ

議案第四號 区長同意の仕

議決の要旨

議長 午前十一時三十分議合開会を宣す

議事録署名名人の選定方法を諮る

二番 議長指命を唱ふ

議長 二番議員よりの御意見の通り議長指命にして異議なきや
と諮る

全員 異議なしを唱ふ

議長 全員異議なしトシテ五番古波藏信雄八番知念俊吉の
兩人を議事録署名人として指命する旨を宣す

書記 議案を配付せしめ議案第一號及第三號は
慎重に審議を要すると思考されりて議案第二號は
より付議する旨を宣し書記をして同案を朗讀せしむ

議案第二號の説明を当局に求む

議案第一號の説明を祈す

最近より村有地の土地使用貸賃契約等不續出したるが
早急の條例の改正を必要となつたものと認めらるる

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

英米原の旧五番敷敷敷地個人が建築してあるが

八番	これ等のものを摘要されるからである 公用地として個人から賃借してあるところは一坪につき幾円で あるかを算出す
番外一番	公用地として個人から賃借してある土地は一坪五円として規定 されてある
八番	軍用地であつて村有地で個人が借りてある場合は賃賃賃料 が取れるか如何に尚契約が未得るか二重に軍からも 個人からも賃賃賃料が収れるか
番外一番	個人として使用し収益を上げてあるものであるから所有権は 村にある軍用地内である時は軍からも個人からも収めて よいと思ふ尚個人所有で軍用地で他の個人が使用しても 亦同様と思はれる
議長	色々と審議致し申しんば議決しては如何と諮る
全員	異議なしを唱ふ
議長	全員異議なしにつき議案オ二陣は原案通り議決す る旨を唱ふ
	議案オ四陣を付議する旨を宣し同案を書記に朗讀 せしむ
	議案第四陣は却落り於て是れ分考慮し選出されたも のであるから原案の通り議決しては如何と諮る
全員	異議なしを唱ふ
議長	全員異議なしにつき議案オ四陣は原案通り 議決する旨を宣す
	議案第一陣を附する旨を宣し書記をして同案を 朗讀せしむ
番外一番	議案第一陣の説明をなす 軍用地に於ては税を賦課するから否かと考へて考慮 しましたか軍用地は使用人が軍であり所有権は所有主 にあるから税を賦課しないわけにはいき軍の裁定し た賃賃賃料に準じて改め開放地域は村の土地賃賃賃料

評定委員会設置したもので、準じ改め軍使用地内耕
作地は開放地の七割程度で軍使用地の約二倍とし、算級は
村の土地等級は村の土地等級評定委員会の設置したもので
定められてあります。

四番 軍使用地の賃賃料を貰へない前、税が徴収が未
得るが如何

番外一番 当然軍使用土地の賃賃料は支拂はれるものであるから
徴収出来るのでないかと思はれる。

議長 第一号議案と関連するが三号議案を同時に討議
し良く研究を要するので休会ウ形、来る一月二日(水)
午前十時、再び開会しては如何と諮る。

全員 異議なし

議長 異議なしにつき議案第三号を書記に調護
せしめ来る一月二日午前十時より開会する旨を
宣し 午後三時五十分休会することを宣す。